

「精神障害者」運賃割引のご案内

平成23年4月1日より新たに精神障害者の方も運賃割引適用の対象となります。

●対象者

写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（本人のみ）
（写真が貼付されていない手帳では割引を受けられません）

●対象路線

一般バス路線全線
（但し、高速バス路線・定期観光バス路線を除く）

●割引率

普通運賃・・・50%割引
定期運賃・・・30%割引

●ご利用方法

降車の際、精神障害者保健福祉手帳の写真の貼付されたページを開いて
乗務員に提示して下さい。

●概要

手帳の等級	乗車券の種類	本人	介護人	割引率
級は問わず	普通券	○	×	50%
	定期券	○	×	30%
	普通券(12才未満)	○	×	50%
	定期券(12才未満)	×	×	-